◆令和７年度埼玉県職員等からの公益通報（受理案件）の概要

通報時期	通報先	通報の概要	調査結果・是正措置等
令和７年 １０月	内部窓口 （行政監察幹）	・職員が公文書を偽造（作り直し）した。 ・その事実を把握した当該職員の上司が適切な対応を行わなかった。	・受領した不明瞭な書類を是正する目的で同一内容の文書を作り直し、差し替えを行おうとしたことを偽造と指摘された事案であったが、差し替えについては、上司の指導により行われていない。これらの行為が法律に違反しないことを確認した。 ・また、上司の対応に問題はなかった。
令和８年 ３月	内部窓口 （行政監察幹）	・不明金１万円が発生し、保管されている。その取り扱いが不適正である。	・現金納付窓口で受領した過誤納金１万円があり、発生日に現金納付した方全員に確認したところ過誤納の申し出はなかった。しかし、再確認等により後日に過誤納の申し出を受ける場合の還付請求に備えて、不明金１万円を金庫で一時保管していたものである。 この行為が法令等に違反していないことを確認した。 また、今後の還付請求の可能性は低いと判断し、令和８年４月に雑入へ払込処理を行った。
令和８年 ３月	内部窓口 （行政監察幹）	・つり銭用現金の保管・銀行預け入れが不適正である。 ・当該事務処理を検査した機関の対応も不適正である。	・銀行の窓口業務終了後のつり銭を十分に用意するため、年末に自身が所持していた５万円とつり銭用の現金５万円を両替し、両替後の５万円をつり銭口座に入金し、年始に同額を引き出したものであった。この対応は、埼玉県財務規則第 41 条に基づく通知の「年末年始等閉庁日が連続する場合は、預金など安全かつ確実な方法で管理する」に沿ったものであり、公金と私金を混同させる意図はなかったことを確認した。 当該口座への入出金により公金が亡失または損傷した事実はなく、法令等に違反していないことを確認した。 ・当該事務処理を検査した機関の対応が法令違反行為に該当しないことを確認した。